

## 新規受託開始のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、下記検査項目につきまして、検査の受託を開始させていただく事となりましたので、ご案内申し上げます。

敬 白

2018年10月

【記】

---

---

### ◇新規受託開始検査項目

項目コード:5968

25-OHビタミンD/ECLIA法

受託開始日:2018年10月22日(月)受付分より

---

---

ビタミン D は植物由来のビタミン D<sub>2</sub> と動物由来のビタミン D<sub>3</sub> とがあり、いずれも微量・必須の栄養素です。これらは肝臓において 25 位が水酸化され、25-OH ビタミン D<sub>2</sub> 及び 25-OH ビタミン D<sub>3</sub> として貯えられた後、一部が腎臓の尿細管で 1 位の水酸化された活性型ビタミン D となり、生理活性を示します。

25-OH ビタミン D<sub>2</sub> と 25-OH ビタミン D<sub>3</sub> はビタミン D の安定的な代謝産物として血中に存在し、その総濃度はビタミン D の充足状態を反映することが知られています。

ビタミン D が欠乏することで、小児におけるくる病、低カルシウム血症、成人における骨軟化症、骨粗鬆症に併発する骨軟化症が引き起こされます。また、ビタミン D の欠乏は副甲状腺ホルモンの分泌亢進等により骨粗鬆症患者の骨折リスクを高めることが知られています。

本検査は、保険診療においては原発性骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に用いる検査と位置づけられています。

※ 検査要項の詳細は裏面をご参照下さい

## ◇検査要項

検査項目名	25-OHビタミンD(25-OHVD)
項目コード	5968
材 料	血清0.5mL
保存方法	凍結
容 器	㊟:分離剤入り容器
検査方法	ECLIA法
基準範囲	なし
単 位	ng/mL
報告桁数	小数第1位
報告範囲	3.0未満～200.0以上
所要日数	4日～6日
検査実施料/判断料	117点 <sup>※</sup> /144点(生化学的検査(I))
備 考	※ 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。 ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。

## ◇診療報酬算定に関する留意点

本検査(ECLIA法)の診療報酬算定の対象は「原発性骨粗鬆症」です。  
既存受託項目『CLIA法：400点・項目コード：5363』は、「ビタミンD欠乏性くる病、  
ビタミンD欠乏性骨軟化症」が算定対象であり、対象疾患と検査実施料が異なりますので、  
ご依頼の際は、十分ご注意ください。

項目名	項目コード	検査方法	実施料	保険算定対象疾患
25-OHビタミンD	5968	ECLIA法	117点	原発性骨粗鬆症
	5363	CLIA法	400点	ビタミンD欠乏性くる病 ビタミンD欠乏性骨軟化症

## ◇基準値に関して

25-OH ビタミン D は、性別・年齢・食生活・日照環境・季節・活動時間帯・出身地(生活地)等、種々の要因により変動するため、基準値を取得する母集団の選択が非常に困難となります。無作為に選択された母集団での基準値をもって判断することができない為、基準値の設定は行っておりません。

尚、「ビタミン D 不足・欠乏の判定指針(策定：厚生労働省難治性疾患克服研究事業ホルモン受容機構異常に関する調査研究班、日本骨代謝学会、日本内分泌学会)」において、次の数値が示されています。

## ◇25-OHビタミンD濃度

ビタミンD充足状態 : 30.0ng/mL以上

ビタミンD不足 : 20.0ng/mL以上 30.0ng/mL未満

ビタミンD欠乏 : 20.0ng/mL未満